

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護等職員の更なる処遇改善を進めるため創設されました。特定加算を支給するためには、4つの要件（配置等要件、現行加算要件、職場環境要件、見える化要件）を満たす必要があります。グループ分けによる支給額の配分等支給方法のルールに従って支給することができます。

### ○特定処遇改善加算の取得状況

藤沢育成会は、以下のとおり特定処遇改善加算を取得しています

事業所名	サービス種類	算定特定処遇改善加算
湘南あおぞら	施設入所支援／生活介護／短期入所	I
湘南セシリア	施設入所支援／生活介護／短期入所	I
みらい社	就労移行支援／就労継続支援B型	I
黒崎ホーム	共同生活援助	I
サービスセンターぱる	行動援護／重度訪問介護／居宅介護	I
湘南ゆうき村	生活介護	I
アポロ	生活介護	I
よし介工芸館	生活介護	I
アトスペースわかくさ	生活介護	I
いとぐるま	生活介護	I
湘南ジョイフル	生活介護	なし
はんもっく	短期入所	I
星の村	放課後等デイサービス	I
カラフル	放課後等デイサービス	I
プリズム	放課後等デイサービス	I
ふれっじ	児童発達支援／保育所等訪問支援	I
湘南ゆうき村デイセンター	地域通所介護	II

### ○グループ分けと配分方法

支給対象者は、全職員（常勤（総合・限定）・非常勤）です。配分は、全職員を3つのグループに分けます。グループに含まれない場合、特定加算の支給対象外となります。

グループ1： 勤続年数10年以上で資格を持つ福祉・介護職員、又は4等級以上の職員

グループ2： グループ1以外の福祉・介護職員

グループ3： 福祉・介護職員以外（年収440万円以上は対象外）

\*資格：社会福祉士、介護福祉士、保育士の資格を持つ福祉・介護職員、サビ管、サ責等

\*福祉・介護職員：現職が生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、相談員、ヘルパー等

\*勤続年数は、常勤換算（在籍年数÷契約時間（いずれも4/1現在））で算定します。